

議案第六七號

町道路線及び橋名変更について

道路法第十條第二項の規定に基き次のように町道路線及び橋名を変更するものとする。

昭和三十八年六月二十九日

三朝町長 坂出雅巳

一、路線変更

町道 路線名	現在		変更認定する起終点		路線変更により 延長となる距離	路線変更により 定まる延長中負
	起	終	起	終		
河原田線	国道姫路合吉 線上庄橋左岸	大寺久保 八四六番先	国道姫路合吉 線久保橋左岸	大寺久保 八四六番先	延長五四三〇米	延長一九一四〇米

路線変更の理由
橋梁架設位置変更
による

三、橋名変更

路線名	現在の橋名	現在の起	現在の終	延長中負	変更認定する橋名	変更認定する橋架位置
河原田線	上庄橋	国道第10号線 上庄橋左岸	大寺久原 八三番先	延長五三〇米 中負二六〇米	久原橋	国道第10号線 大寺久原 八三番先
延長中負	橋名変更の理由					
延長六一四〇米 中負三〇〇米	架設位置変更 に伴う橋名変更					

昭和二十八年六月二十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

